

「接続政策委員会(第81回)」 ヒアリング資料

2026年5月19日

株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



1

モバイル接続料の検証について

- └ 予測接続料について
- └ 24年度届出予測接続料と25年度届出予測接続料の比較
- └ MVNOへの情報提供について(予測接続料)
- └ 衛星直接通信提供に係るコスト回収の在り方
- └ 衛星直接通信提供を踏まえた接続料算定の在り方
- └ 接続料の検証コスト等削減に向けた要望
- └ IMS接続の協議状況

2

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク 開放ルールの在り方

- └ スライシングサービスの提供状況について
- └ 当社のスライシングの技術的仕様
- └ 5G(SA方式)L2接続相当の協議状況
- └ eSIM転送機能について

1

モバイル接続料の検証について

- └ 予測接続料について
- └ 24年度届出予測接続料と25年度届出予測接続料の比較
- └ MVNOへの情報提供について(予測接続料)
- └ 衛星直接通信提供に係るコスト回収の在り方
- └ 衛星直接通信提供を踏まえた接続料算定の在り方
- └ 接続料の検証コスト等削減に向けた要望
- └ IMS接続の協議状況

2

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク 開放ルールの在り方

- └ スライシングサービスの提供状況について
- └ 当社のスライシングの技術的仕様
- └ 5G(SA方式)L2接続相当の協議状況
- └ eSIM転送機能について

予測接続料について

- 24年度精算接続料は激変緩和措置により予測接続料との差異無し(①)
- 26年度/27年度予測接続料は、原価の増加と需要の減少により前年届出と乖離が発生(②)

費用配賦見直し前 費用配賦見直し後

	24年度利用分	25年度利用分	26年度利用分	27年度利用分
23年度届出	24年度 予測接続料	25年度 予測接続料	26年度 予測接続料	
24年度届出	①精算接続料との差異 ±0% (激変緩和措置を適用)	25年度 予測接続料	26年度 予測接続料	27年度 予測接続料
今回検証対象			②前年届出との差異 +6%	②前年届出との差異 +12%
25年度届出	24年度 精算接続料※1		26年度 予測接続料	27年度 予測接続料

※1 費用配賦見直しの激変緩和措置により、24年度実績をもとに算定した結果が24年度予測接続料(23年度届出)を上回ったため、24年度予測接続料(23年度届出)を精算接続料とみなし精算する

24年度届出予測接続料と25年度届出予測接続料の比較

赤枠内構成員限り

SLIDE No.
4

➤ 以下の理由により、24年度届出予測接続料との乖離が発生



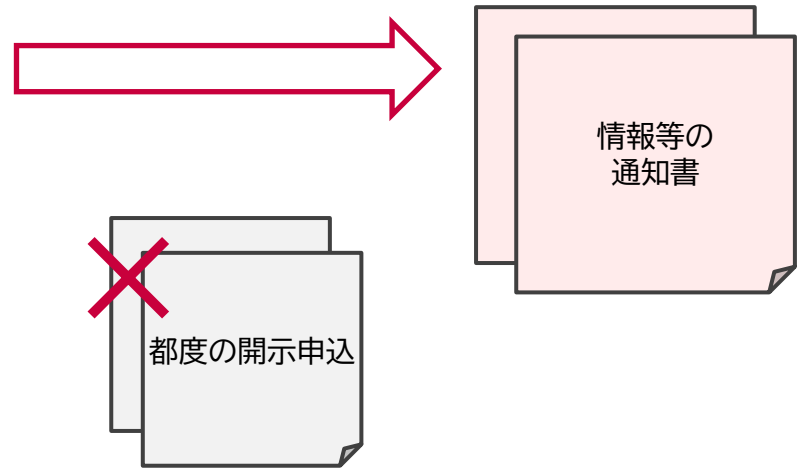
	24年度届出		25年度届出		24年度届出と25年度届出の差異	
	①26年度 予測接続料	②27年度 予測接続料	③26年度 予測接続料	④27年度 予測接続料	26年度 (①と③の比較)	27年度 (②と④の比較)
原価 (億円)						
利潤 (億円)						
需要 (Gbps)						
接続料単価 (万円/10Mbps・月)	10.3	9.0	10.9	10.1	+6%	+12%

MVNOへの情報提供について(予測接続料)

- 当社では従前より法令に基づく開示項目以上の情報を積極的に提供
- 加えて、昨年度からは都度の開示申込を不要とするよう運用を改善し、情報開示を推進
- さらに今年度は予測接続料の上昇を踏まえ、項目ごとに前年度からの乖離理由を追加

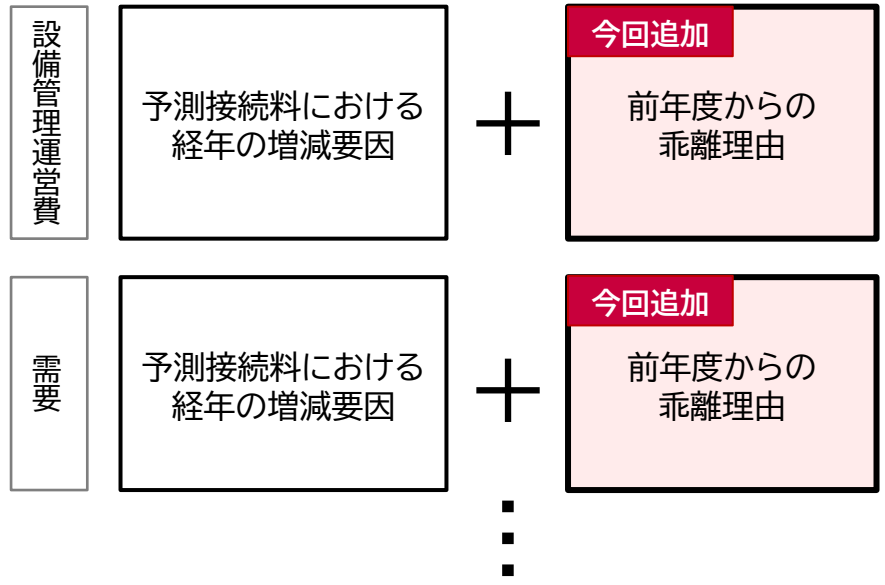
昨年度の取り組み

事前の包括的な開示申込に基づきスピーディーな情報提供を実施



今年度の取り組み

予測接続料の上昇を踏まえ、前年度からの項目ごとの乖離理由を追加

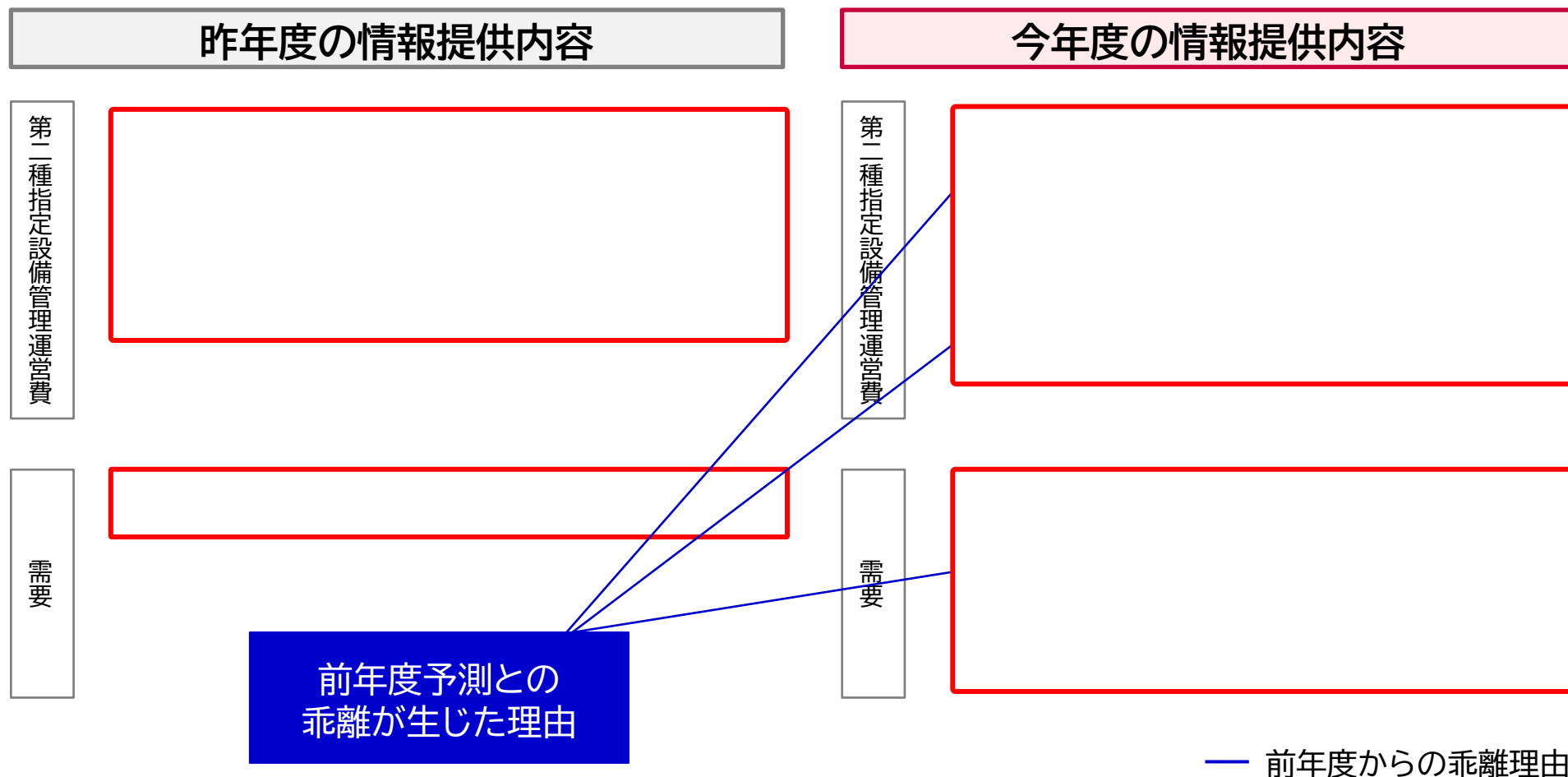


【参考】MVNOへの情報提供について(具体的な情報提供内容)

赤枠内構成員限り

SLIDE No.
6

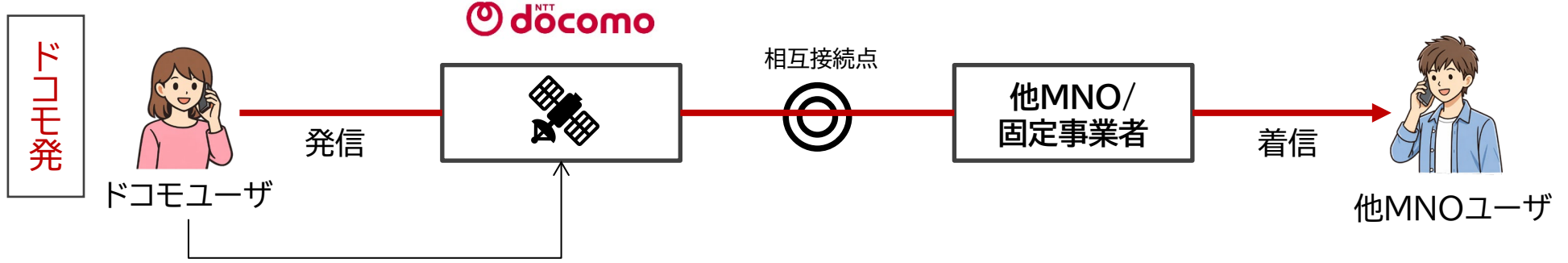
- 今年度は、前年度からの乖離理由が分かるよう、項目ごとに明記



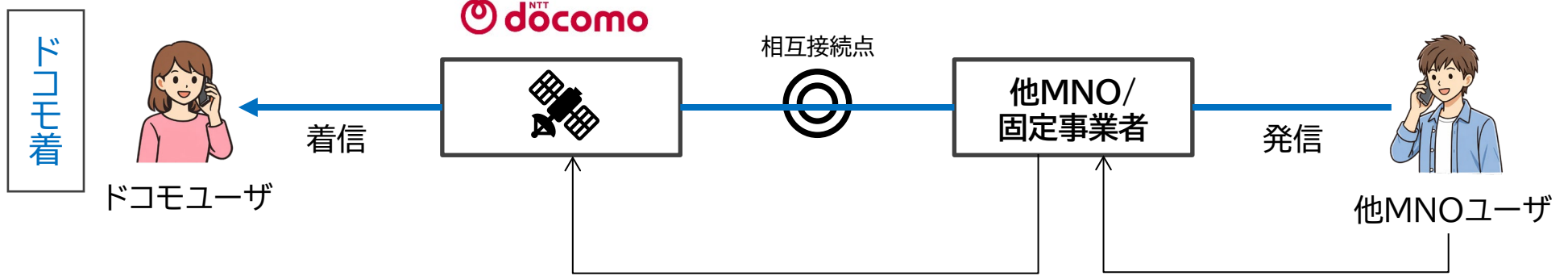
衛星直接通信提供に係るコスト回収の在り方

- 衛星直接通信提供に係るコストは、通常の地上通信同様、発信はユーザから回収し、着信は接続料によって他MNO/固定事業者から回収

<コストの回収イメージ>



ユーザはドコモに
利用料を支払う



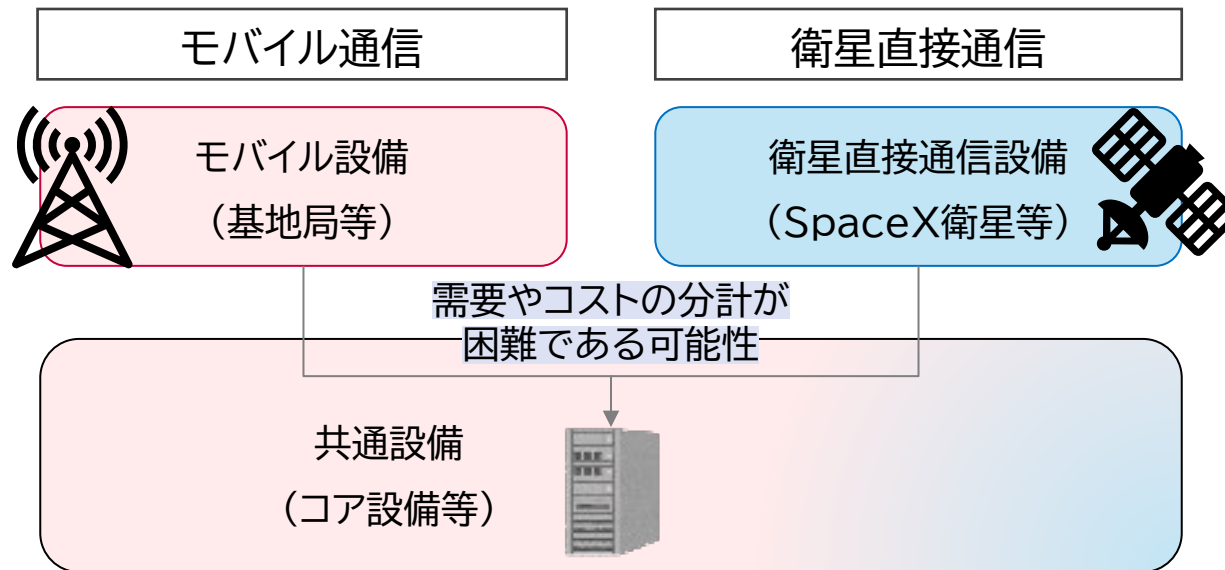
他MNOはドコモに
接続料を支払う

ユーザは他MNO
に利用料を支払う

衛星直接通信提供を踏まえた接続料算定の在り方

- 接続料は、応分負担にて過不足ないコスト回収を前提とすることが適当
- 接続料の算定にあたっては課題があると考えられ、MNO3社間の考え方を統一することが適当

<設備構成のイメージ>



<接続料算定上の課題>

- ① モバイル通信と衛星直接通信との間の需要やコストの分計が困難であり、その配賦方法等次第ではMNO3社間で差異が生じる虞
- ② 算定した接続料の水準が非常に高額となる虞 など

- 接続料届出に係る各種報告物について、事業者の報告稼働及び総務省の確認稼働等削減を目的に、接続料水準への影響軽微なものは省略等することで、効率化の検討をお願いしたい

別表削減案① 回線容量単位接続料の対象外費用

- ✓ 接続会計から接続料原価を算定する過程を報告しているが、そもそも接続料対象外項目は省略できないか

<総務省への報告様式イメージ(17-4-10)>

項番	費用	直課		配賦
		接続料対象外	接続料対象	
①	営業費			
②	施設保全費			
③	共通費			
④	管理費			
⑤	試験研究費			
⑥	減価償却費			
⑦	固定資産除却費			
⑧	通信設備使用料			
⑨	租税公課			

省略

- (記載例)
- 【1.接続事業者が使用しない設備費】
 - 【2.契約者が専用的に使用する設備費】
 - 【3.他事業者が個別負担している設備費】
 - 【4.PGW設備にかかる費用】
 - 【5.その他】

費用ごとに最大5分類で内訳を記載

別表削減案② 正味固定資産価額

- ✓ 接続会計をもとにレートベースを算定した結果を報告
- ✓ その際、集計稼働削減の観点から全体の1%未満の資産は省略できないか

<総務省への報告様式イメージ(17-4-6)>

資産 (単位:億円)	データ伝送役務	
	接続会計	レートベース
有形固定資産	19,711	
機械設備	9,561	
空中線設備	2,683	
通信衛星設備	1	
線路設備	248	
土木設備	64	
建物	1,964	
構築物	444	
機械及び装置	57	
車両	1	
工具、器具及び備品	693	
土地	1,702	
リース資産	687	
建設仮勘定	1,607	
無形固定資産	6,742	
合計	26,453	

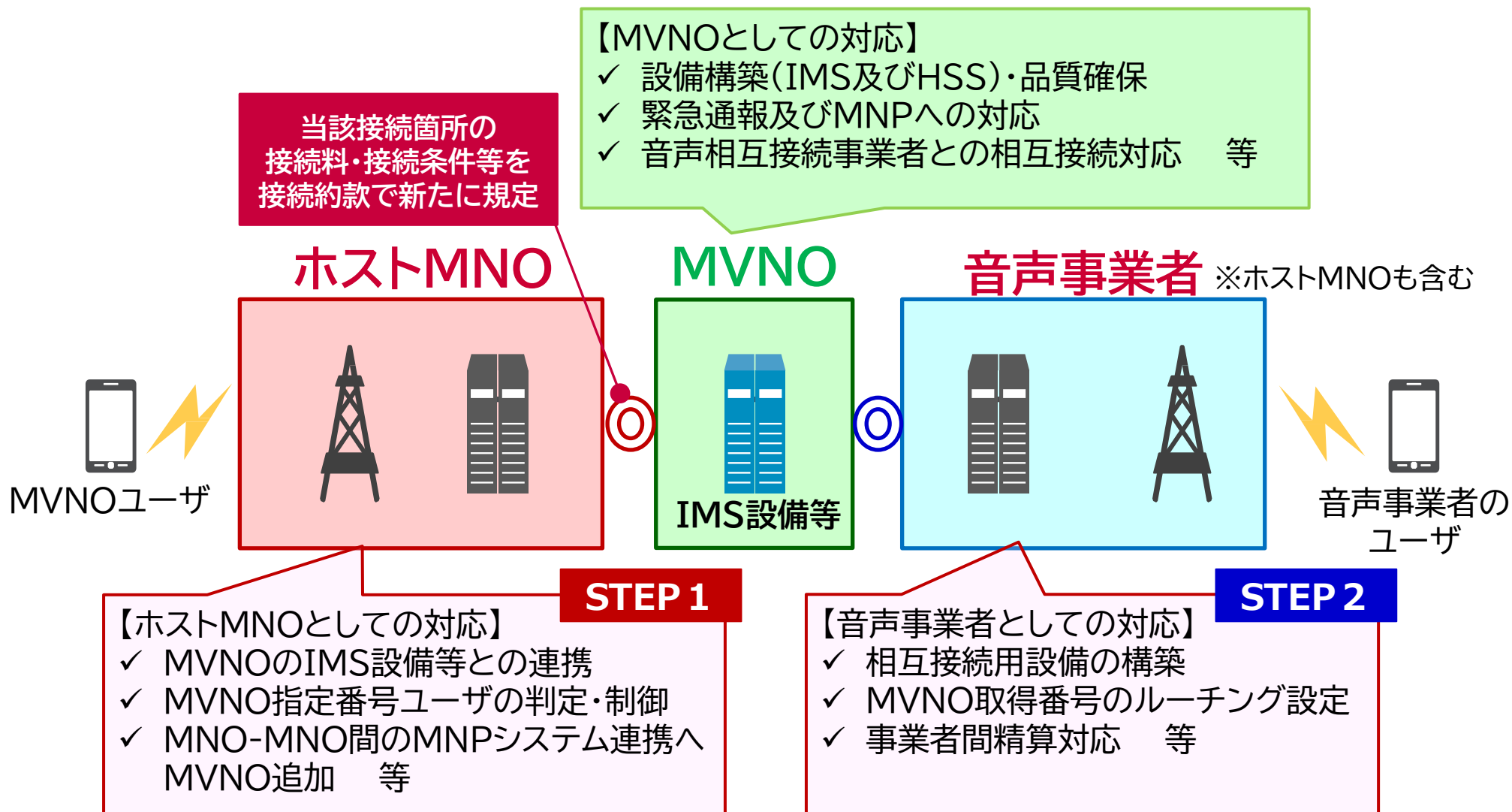
省略

省略

＝全体の1%未満のため省略される資産

- 当社は25年12月に接続約款を改正し、「IMS接続機能」を提供開始【STEP1】
- 一方、実際の音声相互接続の提供開始にあたっては、当社を含めた音声相互接続事業者との調整が必要(26年11月相互接続開始予定)【STEP2】
- IMS接続機能を提供開始したため、音声卸と接続との代替性を改めて判断することが必要

IMS接続実現にあたって、概ね以下の設備対応が必要



1

モバイル接続料の検証について

- └ 予測接続料について
- └ 24年度届出予測接続料と25年度届出予測接続料の比較
- └ MVNOへの情報提供について(予測接続料)
- └ 衛星直接通信提供に係るコスト回収の在り方
- └ 衛星直接通信提供を踏まえた接続料算定の在り方
- └ 接続料の検証コスト等削減に向けた要望
- └ IMS接続の協議状況

2

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク 開放ルールの在り方

- └ スライシングサービスの提供状況について
- └ 当社のスライシングの技術的仕様
- └ 5G(SA方式)L2接続相当の協議状況
- └ eSIM転送機能について

スライシングサービスの提供状況について

- 当社は26年3月26日より法人向けに「5Gスライシング」として以下の2メニューを提供開始
- ① 「常時利用プラン」: 特定拠点等で一定の帯域を占有することで、制御機器等の継続的な高信頼通信が必要な用途に対して安定した通信環境を提供
 - ② 「予約利用プラン」: スタジアム等で特定の期間・時間帯のみ安定した通信を確保したいケースで、事前予約により一定の帯域を占有することで、安定通信を実現

常時利用プラン

従業員端末等の影響を受けずに、
業務用通信を安定的に利用可能

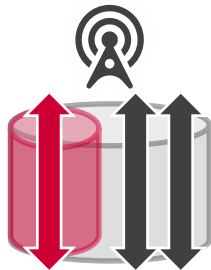


長期利用向け
(1か月～)

例:工場



スライシングは
通信が安定



利用が増える時間は
通信が混雑



予約利用プラン

混雑するイベント時などに限定し
映像伝送等の通信を安定的に利用可能

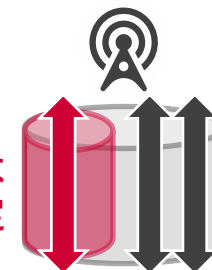


オンデマンド利用向け
(1週間～)

例:スタジアム



スライシングは
通信が安定



観客数が多く
通信が混雑



- 「5Gスライシング」の提供開始に併せ、卸約款においても付加機能として「5G無線区間スライシングデータ通信機能」の規定を追加
- また、提供開始前には、先んじてMVNOに3回の情報提供を実施

●卸約款(3月26日に改正)

5G無線区間
スライシングデータ通信機能

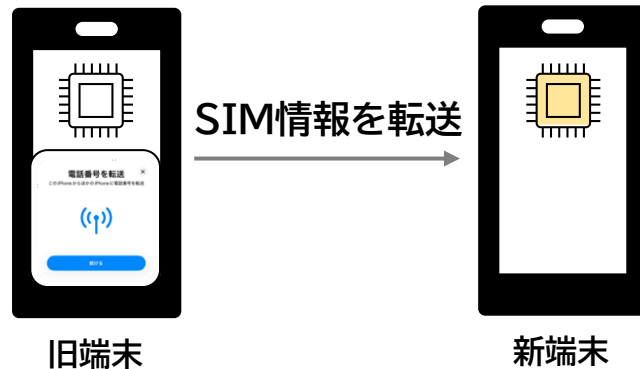
移動無線装置と無線基地局設備との間のデータ通信モードによる通信の帯域を部分的に占有する機能

- 当社よりMVNOに対して [] 5G(SA方式)の導入意向をヒアリング
- その結果、フルMVNO接続(ローミング方式)と [] の導入意向が確認できたため、協議を実施
- [] は具体的な設備構成等を提案、 []

- eSIM転送は、eSIM対応端末の機種変更時にSIM情報を端末間で簡単に切り替える機能であり、端末とEntitlement Server(以下「ES」)※が連携して一連の処理を行う
- 物理SIMのロットを持たずeSIMのみ利用可能な端末の増加を踏まえ、複数のMVNOと同機能の実現について前向きに協議を実施中

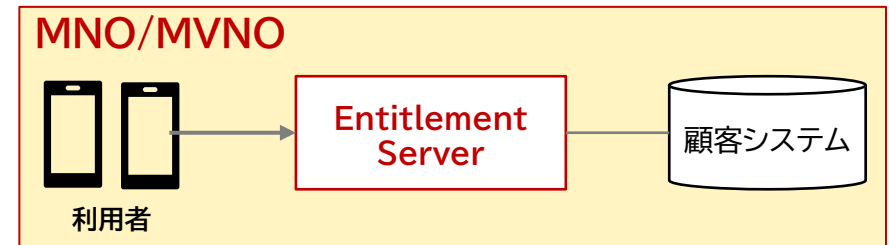


●eSIM転送とは



eSIM対応端末の機種変更を
端末上で簡単に実現

●システムの構成イメージ



eSIM転送を提供するために
Entitlement Serverが必要

※Entitlement Server(ES) … 契約情報に基づき端末機能をリアルタイムで制御する基盤

各論点に対する当社の考え

モバイル接続料の検証について

カテゴリ	論点	当社意見
予測値の算定方法	<p>□ 2025年度届出接続料における予測値算定は、費用配賦に更なる見直し及び4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体算定とした算定に対応した予測となっているのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は従前より予測接続料について、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体として算定を実施しております。
	<p>□ 一部事業者においては、2024年度に届出された予測接続料よりも、2025年度に届出された予測接続料が上昇しているところ、そのような状況を踏まえて、MNOによるMVNOへの情報開示状況について確認することが適当ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、従前よりMVNOが必要とする事項について、理解できるような情報提供に努めるとともに、個別に協議にて説明するなどして真摯に対応しております。 <p><総務省告示(※)に基づく取り組み> ※総務省告示第七号</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来原価方式を用いて算定される接続料について、第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額および需要に係る予測に用いた算定方法に関する情報を開示。 <p><当社独自の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> 25年度より情報開示に関して包括的に申し込んだ事業者は、都度の情報開示申込なしで当社より能動的に情報提供を開始。 加えて、26年度は24年度に届出した接続料と比較して、25年度に届出した接続料が上昇していることを踏まえ、前年度との差異が把握できるよう、項目ごとに前年度との差異の内容を明記。

モバイル接続料の検証について

カテゴリ	論点	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> □ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、累次の見直しを行ってきているところだが、2025年度届出接続料の水準等を踏まえて、更に検討すべき点があるか。特に、空中線設備の配賦方法について、回線数比からトラヒック比へ見直すことを含め、ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適切ということか 	<ul style="list-style-type: none"> • 空中線設備について依然判然としない点があることから、追加検証を実施すべきと考えます。 • なお、前年度の追加検証の結果、回線数比の算出方法の統一等の見直しが図られ、見直しの結果が反映されるのは2026年度届出接続料であるため、その結果を踏まえる必要があると考えます。 • また、ビル&キープ方式の原則化は音声接続事業者等から様々な意見が寄せられており、導入時期や導入方法について丁寧に議論が必要と考えるため、追加検証とは切り離して検討すべきと考えます
原価	<ul style="list-style-type: none"> □ ステップ2・3について、累次の議論を踏まえ一定の明確化を図ってきたところであり、2025年度届出接続料においても、原価の各社の抽出・配賦に関する考え方に大きな変更はなく、一貫性は確保されていると考えられるのではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> • 今年度に関しても昨年度同様、ステップ2・3については、各社の考え方や配賦・抽出の状況を確認し、一貫性は担保されていることが確認されていると考えます。(第80回接続政策委員会資料P.46) • なお、回線容量課金対象外費用の推移については、17の4の2でも確認が可能であり、例年と比べて大きくトレンドから逸脱する動きがあった場合は、検知が可能であるため、今後会計ルールの新たな変更等がないようであれば、別表17の4の10は記載を省略するのが適切と考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> □ MNO各社の衛星直接通信の開始により、通常のSMSや音声接続と衛星直接通信によるSMSや音声接続が一体的に提供される場合、SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性があるが、検討すべき事項はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 衛星直接通信提供に係るコストは、通常の音声接続と同様、発信側はユーザから回収し、着信側は接続料によって発信側事業者から回収するのが適切と考えます。 • 衛星直接通信に係る接続料は、応分負担にて過不足なく回収することを前提にMNO3社間で考え方を統一することが適切と考えます。 • 例えば、衛星直接通信の費用配賦の考え方等に各社で差異が生じないようにすることが考えられます。

カテゴリ	論点	当社意見
<p style="text-align: center;">利 潤</p>	<p>□「投資その他の資産」がレートベースに占める割合について、一部の事業社において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。また、「貯蔵品」がレートベースに占める割合については引き続き僅少。引き続き、予測対象とする必要は認められないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「投資その他資産」及び「貯蔵品」の2項目について、当社のレートベースに占める割合は以下の通りです。 <p><2026年度適用の予測接続料> 【回線容量単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資その他資産：<input style="border: 1px solid red; width: 80px; height: 20px;" type="text"/> ・貯蔵品：<input style="border: 1px solid red; width: 80px; height: 20px;" type="text"/> <ul style="list-style-type: none"> • 当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微であると考えます。

カテゴリ	論点	当社意見
需要	<ul style="list-style-type: none"> □ MNOとMVNO間のPOIの冗長構成については、MNOから、新たな冗長構成が可能になった等としてMVNOに対して新たな情報提供を行ったとの報告はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社では、研究会の議論を受けて、冗長系を地域分散（別拠点に設置）する構成を当社ホームページに掲載することで2024年度に情報提供済みです。 • MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、今後も引き続きMVNO各社の要望に応じて検討する考えです。
	<ul style="list-style-type: none"> □ 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きな変更はなく、一貫性が確保されているのではないかと。他方、一部の事業者において、「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大しているところ、恣意的な運用がなされていないか確認することが適当ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の検証において、需要の考え方は一貫性が確保されていることが確認されたと認識しております。 • 今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考えです。 • なお、当社は「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差に大きな変動はございませんでした。

カテゴリ	論点	当社意見
その他	<ul style="list-style-type: none"> □ 接続料の算定等に関する研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸役務等の協議の適正化)について議論した際に、一部のMVNOから、<u>費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と整理。</u> □ 同研究会第9次報告書においては、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、<u>費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況</u>はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社はすでに[]にMVNOが音声卸をより使いやすくなるように音声卸料金を見直しを行っております。 • 見直した音声卸料金は音声卸を選択している多くのMVNOにご利用いただいております。当社は、5Gの拡大に努めております。
	<ul style="list-style-type: none"> □ 同研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸役務等の協議の適正化)について議論した際に、一部のMVNOから、<u>5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。</u>5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当(ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる)とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、<u>協議の状況</u>はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、5GホームルーターサービスについてMVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化や費用について前向きに協議を実施しております。 • なお、提供までの期間やコストを鑑み、引き続き、[]にて検討・協議を実施しております。

カテゴリ	論点	当社意見
その他	<ul style="list-style-type: none"> □ 同研究会第8次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった。同研究会第9次報告書において、IMS接続の協議状況について確認した結果、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、事業者間で協議が進展していることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、協議の状況はどうか。 □ なお、NTTドコモは、2025年12月に接続約款を変更し、IMS接続機能に係る接続料等を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は25年12月に接続約款を改正し、「IMS接続機能」を提供開始しております。 • また、当該事業者による音声相互接続開始に向け、相互接続試験を継続実施しております。 • 当該事業者による音声相互接続開始には他の音声接続事業者との調整も必要となるため、当該事業者は他の音声相互接続事業者とも調整している模様です(26年11月相互接続開始予定)。 • なお、IMS接続機能を提供開始したため、音声卸と接続との代替性を改めて判断することが適当と考えます。

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

赤枠内構成員限り

カテゴリ	論点	当社意見
提供状況	<ul style="list-style-type: none"> 5G(SA)及びスライシングの提供状況 	<ul style="list-style-type: none"> 当社のプレゼン資料をご参照ください。
ネットワークの機能開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> L2接続相当の開放に向けた協議において課題があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社よりMVNOに対して [redacted] 5G(SA方式)L2接続相当の導入意向をヒアリングしております。 その結果、フルMVNO接続(ローミング方式)と負担軽減が期待できる別の方式として [redacted] [redacted] に導入意向を確認できたため、情報提供・協議を実施しております。
	<ul style="list-style-type: none"> MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についての検討状況はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> なお、 [redacted] については具体的な機能・設備構成等を提案しており、 [redacted] となります。
	<ul style="list-style-type: none"> L2接続相当が実現した場合、MNOが現に提供しているネットワークスライシングを活用したサービスと同等のサービスをMVNOが提供可能になると考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは、5G(SA方式)L2接続相当の機能開放に係る協議を行う中で、MVNOのスライシングサービスの提供要望を確認し、具体的なサービス提供イメージ等を具体化していく考えです。 MVNOが提供したいサービス等を踏まえ、必要な開発等を行うことで、当社がユーザに提供するスライシングサービスを利用し、MVNOがユーザにサービスを提供することが可能になる認識です。

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

赤枠内構成員限り

カテゴリ	論点	当社意見
ネットワークの機能開放の推進	<p>□ L2接続相当がアンバンドル要件①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること)を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられるが、要件を満たしていると考えるか。満たしていないと考える場合、どの要件を満たしていないと考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の4G L2接続におけるライトMVNO接続ではベアラ単位の速度制限やプリペイド課金等の機能を実現できており、5G(SA方式)においてMVNOの負担軽減が期待される別の方式として当社がMVNOに提案している [redacted] においても同等な機能提供を実現できる予定です。 [redacted] は5G(SA方式)の機能開放形態において「L2接続相当」と類型化されている「ローミングの接続方式」ではないものの、L2接続においてMVNOが要望する同等の機能が実現できるため、「L2接続相当」に該当すると考えております。 当該前提の基、当社の検討している [redacted] も含めた5G(SA方式)のL2接続相当を実現する接続方式を整理した上で、他の二種指定事業者を含め要件を満たす場合には1つのアンバンドル機能と位置付けることが適当と考えますが、当社は、現時点で③の要件は満たしていないと考えております。なお、各要件に対する当社の考えは以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ①:先述のとおり、[redacted]、機能提供に向けて引き続きMVNOと真摯に協議を進めており、要件を満たしていると考えます。 ✓ ②:フルMVNO接続(ローミング方式)及び [redacted] とともに、アンバンドルすること自体は技術的に可能であるため、要件を満たしていると考えます。 ✓ ③:各方式の具体的な開発費・運用費等は [redacted] に判明するため、二種指定事業者に過度な経済的負担を与える可能性があることから、現時点で要件を満たしていないと考えます。 ✓ ④:5G(SA方式)の提供状況において述べたとおり、当社は5G(SA方式)を必要性・重要性の高いサービスと位置付けており、要件を満たしていると考えます。
	<p>□ L2接続相当がアンバンドル要件を満たしていない場合、「開放を促進すべき機能」に位置づけることについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(2002年6月策定)では「上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、『開放を促進すべき機能』に定める」と整理されております。 上述のとおり5G(SA方式)のL2接続相当はアンバンドル要件を全て満たしていないものの、④を満たし、事業者からの要望もあり(①を満たしている)、②を満たし、③は将来的に満たす可能性があると考えられるため、「開放を促進すべき機能」に整理することで異存はございません。

5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

赤枠内構成員限り

カテゴリ	論点	当社意見
ネットワークの機能開放の推進	<ul style="list-style-type: none">□ ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において課題があるか。	<ul style="list-style-type: none">• ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において、具体的な要望や課題がある場合は、真摯に対応する考えです。
ネットワーク開放ルールの在り方	<ul style="list-style-type: none">□ スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になることが想定されるが、その際のデータ接続料の在り方についてどう考えるか。	<ul style="list-style-type: none">• 当社が提供する「5Gスライシング」は提供開始したばかりのサービスであり、 当面の間は動向を注視することが適当だと考えます。
その他	<ul style="list-style-type: none">□ その他検討すべき点があるか。	<ul style="list-style-type: none">• 特にございませぬ。